出入り自由なたまり場づくりを目指した「ふれあいサロン」の取組

市町村名:留萌市

市 人 口: 24,489 人(H23.3.31 現在) 管内人口: 61,631 人(1市·6町·1村)

地域概況: 留萌市は北海道の北西部に位置し、市域の西側は日本海に面し、南側は増毛町、

北側は小平町、東側は空知管内の沼田町、北竜町に隣接している。気候は、日本海側気候区に属しており気温は温暖であるものの積雪量が多く、特に西南西の風が強

いこと、冬期の日照時間が短いことが特徴となっている。

1 「ふれあいサロン」取り組みのきっかけと経緯

留萌市社会福祉協議会(以下、「社協」)では、平成21年度から平成23年度までの3年間、ふるさと雇用再生特別交付金及び緊急雇用創出事業の一環として、留萌市より障害者就労支援・資格取得事業を受託した。それまで社協では障害者に関わる事業として、ホームヘルパーの派遣やノーマライゼーション普及啓発事業(ふれあい広場等)は実施していたが、障害者の就労支援に関わる事業は実施していなかった。

受託事業には、障害者の生活の安定と自立を支援するための資格取得事業(平成 21 年度及び平成 22 年度は介護員養成研修2級課程を実施)と在宅障害者の実態調査を行い、就労意欲のある方に対して支援をするという二つの柱がある。

この在宅障害者の実態調査をどのように進めるか(突然対象者宅を訪ね調査をしてもなかなか応じてもらえないと判断)について、留萌圏域障がい者総合相談支援センター「うぇる」に相談を持ち掛け、いろいろと話しを聞いている中で、日中行き場のない方や悩み事などがあっても何処へ行けばよいのか分からない方が多くいるので、そのような方々が自由に出入りし、気兼ねなくいろいろな話ができ、就労を含むいろいろな課題について支援できる「たまり場」のようなところがあれよいのではないかという結論となり、「ふれあいサロン」を実施することとなった。

本来であれば、常時開放しているスペースがあり、いつでも自由に出入りしてもらえれば良いが、 社協にはそのようなスペースがないため、初年度は、保健福祉センターの一室を借り、月2回(第 1・第3月曜日の10時から17時まで)のペースで実施することとした。また、受託事業本来の

目的である障がい者の就労支援に関して、より専門的に相談に応じてもらうように、道北障がい者就業・生活支援センター「いきぬき」、北空知障がい者支援センター「あっぷる」の相談員に常駐的に参加してもらえることになった。それに加え、必要に応じて、ハローワーク留萌、留萌市社会福祉課も参加してもらえるようになった。

平成21年度は、年度途中の10月のスタートとなったが、11回開催の利用者も延106人と当初の予想よりも多く





利用してくれた。

これらの実績を受け、平成 22 年度からは、留萌市の支援を受けながら、閉店した百貨店ビルの一角に市内の障がい者通所事業所4ヶ所と共同で福祉スペースを設け、そこでも「ふれあいサロン」を実施することとなった。実施回数も昨年度の月2回から最低でも週2回実施できるようになり、平成23年2月末時点で約80回、400人超が利用してくれている。

平成 23 年度からは、利用してくれ

ている方々の要望を取り入れ、実施回数を増やす(毎週月・火・金曜日及び月 1 回最終土曜日に 実施)ことと、実施時間を変更(11 時から 18 時)し、より利用しやすくするための準備をして いる。

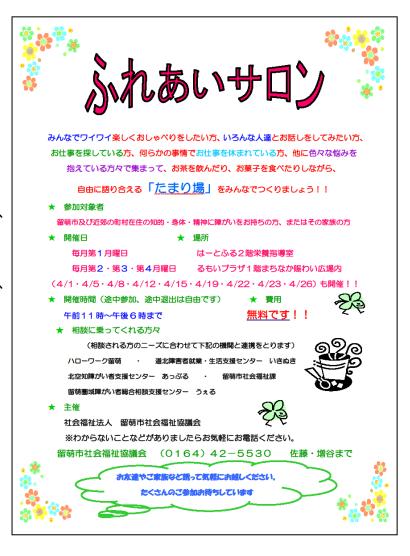
2 取り組み内容

① PR 活動

より多くの方々に、この事業を知ってもらい利用してもらうために、チラシとポスターを作成し、市内公共機関、JR駅、バスターミナル、スーパー等に置いてもらうほか、ハローワーク留萌の協力を得て、求職登録をしている障がい者の方々にチラシを送付し、周知している。

② 相談機関への伝達

基本的に来てくれた方はお 茶やお菓子を食べながら、雑 談などをして自由に過ごして いるが、その中で悩み事や相 談事があるときには、ニーズ に合わせて常駐している相談 員と個別相談をしている。専 門外の相談である場合は、各



関係機関につなげ、できるだけ課題解決に向け支援している。



3 実施の効果

開始から1年半ほどしか経過していないので、まだ件数は少ないが、「ふれあいサロン」利用をきっかけに一般就労に向け、準備のために札幌の事業所の利用を決めた人がいるなど、少しずつではあるが事業実施の効果はあると考えている。

市内の通所事業所が終わってから「ふれあいサロン」に寄ってくれる方もおり、事業所での様子や不満などを話してスッキリしていることもある。日常生活のガス抜きのような役割もできているのではないかと思う。また、各事業所の利用者が「ふれあいサロン」を利用してくれているため、普段はない交流の場ともなっている。

4 今後の課題

前述のとおり、この事業は平成 21 年度から平成 23 年度までの受託事業の中で実施しているため、受託期間が終了した後に事業を継続するための財源及び人員の確保が現在の急務だと考えている。平成 23 年度中に留萌市とも協議を進め継続できる方策を講じていきたい。

問合せ先: 社会福祉法人留萌市社会福祉協議会 Tel 0164(42)5530